

錦江町神川大滝公園大滝の茶屋指定管理者募集要項

神川大滝公園大滝の茶屋（以下「大滝の茶屋」という。）の効率的、効果的な管理運営のため、錦江町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

1 施設の概要

指定管理者が管理する大滝の茶屋の名称、所在地、施設の概要等は次のとおりである。

名称及び所在地	「大滝の茶屋」 錦江町神川 2382 番地 1
設置の目的	<u>大滝の茶屋のサービスの向上及び効率的な管理運営を目的とする。</u>
施設の概要	建物概要 ① 敷地面積 456.06 m ² ② 構造 木造平屋建（1 棟 1 戸）
施設の内容	施設内容 {別紙添付図面参照} 食堂、多目的室、展示コーナー、野外ハウス（そうめん流し施設を含む） その他の周辺施設 倉庫、便所（男・女・バリアフリー） ●厨房については、普通財産としているので、指定管理の対象外とする。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 指定管理者は、錦江町神川大滝公園条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い管理を行うこと。
- ② 業務に関して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- ③ 業務に関連して作成又は取得した文書等について、個人等の利益を阻害し、又は事業の執行に支障をきたす恐れがある場合等を除き、積極的な情報公開に努めること。
- ④ 指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について事業計画書に記載するなどして、あらかじめ町が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存することとする。また、指定期間終了時に、当該文書等を町の指示に従って引き渡すこととする。

(2) 管理運営方針

大滝の茶屋の設置目的を達成するために、町との連携を図り、効率的で開かれた管理運営を行うとともに、利用者の視点に立って利用しやすく親しみの持てる運営を行わなければならない。

管理運営方針に関する細目的事項は、指定管理者と町長が協議のうえ協定で定める。

(3) 業務の範囲

- ① 条例第14条に規定する指定管理者の業務の範囲
 - ア 大滝の茶屋の維持管理運営に関する業務
 - イ 条例第5条に規定する利用の制限、第6条に規定する行為の禁止、第11条に規定する行為の制止等、第12条による原状回復命令その他利用許可に関連する業務
 - ウ 大滝の茶屋の利用に係る使用料（利用料金）に関する業務
 - エ その他町長が大滝の茶屋の管理上必要と認める業務
- ② 町と指定管理者の業務区分は別添仕様書のとおりとする。ただし、表に定める事項で疑義がある場合は、町と指定管理者が協議のうえ、業務区分を決定するものとする。

(4) 管理を行う期間

指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(5) 管理に要する経費

① 利用料金収入

ア 和室の使用料及び指定管理者が行う自主事業による収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者に自らの収入として収受させるものとする。

イ 利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内で、町長の承認を得て定めることができる。（条例に規定する額については、別表を参照）

② 指定管理委託料（以下「委託料」という。）

ア 指定管理料の額については、指定管理者が提出する収支計画書に記載された額を基本として、町と指定管理者が締結する基本協定書及び年度別協定書により決定する。

イ 指定管理者の収入として想定されるもの

- ・指定管理料
- ・利用料金収入
- ・事業収入
- ・その他の収入

ウ 指定管理者の経費として想定されるもの

- ・人件費
- ・事務費
- ・管理費
- ・事業費

エ 委託料は、下記の基準額を上限とし、原則としてこの金額を超える場合は選定しない。

年間：委託料基準額 3,020,000 円以内（令和 9 年度）

（委託料基準額についての詳細は別紙参照）

3 申請者の資格

錦江町に住所を有する団体又は法人で、次のすべての要件を満たすこと。

- ① 指定期間中、安全に、かつ円滑に施設の管理運営を行い、利用者サービスを安定して供給できる団体等であること。
- ② 過去 1 年以内に本町又はその他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けてないこと。
- ③ 会社の更生手続開始、更生手続開始等の申立てがなされていないこと。
- ④ 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑥ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条又は第 180 条の 5 第 6 項の規定（議員、首長、委員会委員又は委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

4 担当課

錦江町役場 観光交流課（担当：今隈 電子メール sinko-s@town.kinko.lg.jp）

住 所 〒893-2492 肝属郡錦江町田代麓 827 番地 1 錦江町役場田代支所

T E L 0994-28-2488 F A X 0994-25-2668

5 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間 令和8年10月9日（金）～令和8年10月19日（月）までの日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 受付方法 別添質問書（様式1）によりファクシミリ又は電子メール等で提出すること。
口頭による質問に対する回答は行わない。
- (3) 質問の提出先 担当課に提出すること。

6 申請

申請にあたっては、以下の書類を提出すること。提出部数は正本1部、副本（写し）6部。
なお、町が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

- (1) 錦江町大滝の茶屋指定管理者指定申請書（様式2）
- (2) 宣誓書（様式3）
- (3) 団体又は法人の概要（様式4）
- (4) 団体の規約又は法人の定款
- (5) 履歴事項全部証明書
- (6) 企画提案書（様式5）
- (7) 収支計算書（様式6）
- (8) 同意書（様式7）
- (9) 印鑑登録証明書

7 申請書の提出

募集期間

令和8年10月21日（水）から令和8年10月30日（金）までの日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時必着とする。

提出場所 担当課まで提出すること。

提出方法 提出場所へご持参又は郵送するものとする。電子メールやファクシミリでの提出は認めない

広報 募集について、町広報誌及び町ホームページに掲載する。

8 審査及び選定方法

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会において応募資格の確認の後、申請者のプレゼンテーションを実施し、各委員が審査基準に沿ってそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
- (2) 大滝の茶屋指定管理者及び大滝の茶屋「厨房スペース」貸付の双方の申請をされた事業者を優先し選定する。

9 決定までのスケジュール

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 質問事項の受付 | 令和8年10月9日（金）～10月19日（月） |
| (2) 申請書の受付 | 令和8年10月21日（水）～10月30日（金） |
| (3) 選定委員会開催 | 令和8年11月6日（金） |
| ※プレゼンテーションを実施し、開催時間、開催場所は追って連絡します。 | |
| (4) 指定管理者候補決定 | 令和8年11月 |
| (5) 議会の議決 | 令和8年12月 |
| (6) 指定管理者の指定及び告示 | 令和8年12月 |
| (7) 指定管理業者の開始 | 令和9年4月1日 |

10 指定後の手続き

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、町長と協議のうえ、基本協定を締結するものとし、各年度の指定管理者業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協議書」を締結する。また、指定管理者として指定された者は、町長と協議し、必要な指定管理準備事務を行うものとする。

別表（第7条関係）

種類	使用料	備考
和室(多目的室)	1室1時間につき 350 円 全室（3室）の場合は、上記の3倍とする。	